

インボイス制度

ご不明点はありませんか？

インボイス制度(消費税の仕入税額控除の方法)が令和5年10月1日に開始され、数か月が経ちました。しっかりと体制を整えて臨まれたかと思いますが、いざ始めてみると「始まったけど何をすればいいの?」「これであっているかな?」「こんな時はどうすればいいの?」など疑問をお持ちの事業者の皆様を中央会が**無料**でサポートいたします。



免税事業者も
影響あるの？

取引先が
一人親方だけど…



高速道路を
よく使うんだけど
カードの利用明細書の
保存だけでいいのかな

相談窓口設置



制度の概要や申請方法など中央会がインボイスに関する相談に応じます。



相談はこちらまで!

☎ 024-536-1268

(企画情報課)

セミナー開催



インボイスセミナー開催時の講師謝金・旅費・会場費を中央会が負担いたします。 ※会場費上限あり



専門家派遣



組合事務局や組合員企業に税理士等の専門家を派遣しインボイスのお悩みを解決します。



裏面の申込書にご記入の上、FAXにてお送りください!

